

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量
新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- (2) 賃貸借物品の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで
- (4) 設置場所
別紙仕様書 別紙 3 「整備内訳書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この入札公告の日から過去 3 年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を賃貸借期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1、以下「資格確認申請書」という。）に次のア～カの書類等を添付し、下記 4 の(1)に示す場所に郵送、持参または電子メール（押印を要する書類を除く）により提出し、入札に必要な資格の確認を受けること。郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時必着とすること。

また、審査確認の結果については一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）により、入札参加希望者に通知するものとする。なお、令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

ア 履行実績証明書（様式 6）

この入札公告の日から過去 3 年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同程度の物品について、生産、販売又は相当の期間貸与した実績書（納入年度、納入先、仕様の詳細等を明示すること。）に当該納入に係る契約書の写し又は発注機関が発行した納入実績証明書等、納入の事実を証明する書類を添付する。

イ 製造メーカー発行の証明書

納入期限までに、当該物品を確実に納入できることを明らかにした製造メーカー発行の証明書（様式は任意とし、製造メーカーの本社、本店又は営業所が直接入札に参加する場合は不要とする。）を添付する。

ウ 納入仕様書

入札証明書に示す仕様書に基づき、当該賃貸借物品の納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

エ 全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日 3 か月以内に発行されたもの。

オ 暴力団等反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式 9）

カ 役員一覧（様式 10）

4 入札に関する場所及び期間及び問い合わせ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8688

所在地 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

部署名 福島県教育庁教育総務課

電話番号 024-521-8658

F A X 024-521-7969

E-mail soumu-gr@fcs.ed.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 7 月 24 日（金）午前 10 時

場所 福島県庁西庁舎 4 階 教育総務課分室 1

5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式 3-1）に必要とする事項を記載し、上記 4 の (2) に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 「新時代の学校における ICT 環境研究開発事業に係る端末等賃貸借」（7 月 24 日開札）

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）の原本又は写し

イ 委任状（様式 4）（代理人が出席し、入札する場合）

ウ 入札保証金納付免除申請書（様式 5）（保証保険による免除申請者）

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、賃貸借物品の賃貸借料金、賃貸借物品が正常に動作するために必要な接続機器及び付属品費用、機器の納入費用、その他物品の納入費用とそれらに係る消費税等一切の費用含めて契約期間内における賃借料の総額を見積もること。

なお、落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分

の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに様式4により当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

- (5) 郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に(2)の必要事項を記載し、書留郵便により、令和8年7月23日（木）午後5時までに4の(1)に規定する場所に必着のこと。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記4の(2)に掲げる日時までに入札金額の（消費税及び地方消費税を含む）100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、令和8年7月3日（金）午後5時までに、以下の書類を上記4の(1)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 履行実績証明書（様式6）

過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）した実績のもの。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

7 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4の(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記5の(3)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとす。
- (5) 再度の入札は1回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の1回目で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式3-2）に必要事項を記載して提出すること。

8 入札参加者に要求される事項

入札者が提出した一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に添付した納入仕様書は、契約担当者において入札保証書に示す仕様書に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書を添付した者のみ入札参加資格があるものと認めるものとする。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、契約担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、納入仕様書が入札説明書に示す仕様書の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により令和8年6月26日（金）午後5時までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。

福島県教育委員会教育長は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）を福島県教育委員会のホームページで公開することにより回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

14 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 賃借料の支払い条件

(1) 月額賃借料の計算

賃貸借契約は、機器等の賃借料の総額で契約するが、賃借料は、機器等の引き渡しを完了したに関わらず、賃貸借期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦のごとに計算するものとする。

(2) 月額賃貸借料計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の消費税及び地方消費税額相当額（以下「消費税」という。）を除く賃借料は、賃借料の総額から消費税を差し引き、その額を72ヵ月で除した額（以下、「月額賃借料」という。）とする。ただし、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。なお、この場合において、消費税を除く賃借料の総額と月額賃借料の72ヵ月相当額に差額が生じた場合は、その差額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

また、消費税については、月額賃借料を基礎として算出し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、賃借料の総額の消費税額と差額が生じた場合は、前述と同様に取り扱うものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月初めに前月分の賃借料の支払いを請求できるものとし、発注者は適正な請求書を受理した日から30日以内に、賃借料を支払うものとする。

16 契約条項

別紙契約書（案）による。

17 当該契約に関する事務を担当する部署

郵便番号 960-8688

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

部 署 名 福島県教育庁教育総務課

電 話 024-521-8658

F A X 024-521-7969

E-mail soumu-gr@fcs.ed.jp